

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月27日

藤沢市教育委員会

教育長 宮原伸一

## 藤沢市教育委員会規則第2号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第12条に次の2項を加える。

- 2 奨学生について第3条第5号に規定する事由に該当しなくなったと認められるときは、奨学金の給付を停止することができる。
- 3 前項の規定により奨学金の給付を停止した後、当該奨学生の経済状況が変動し、再度経済的な理由で修学が困難であると認められた場合は、奨学金の給付を再開する。

第12条を第13条とする。

第11条中「奨学生」の次に「（白石敬子奨学金の給付を受ける者を除く。）」を加え、「学資支給金」の次に「を受ける場合」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第2号中「退学し」を「退学をし」に改め、同条第3号中「受けた」を「受け、又は受けることが決定した」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項第3号中「生計を同一にしている同一世帯内で所得のある者全員」を「生計維持者」に改め、同項第4号中「生計を同一にしている世帯全員」を「世帯全員」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第2項中「、教育委員会は」を「、」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2号中「同一世帯内で所得のある者」を「生計維持者（奨学金を受ける

者の学費や生活費を負担する者のうち、教育委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項第1号及び第2号中「教育長が特に認めた場合」を「白石敬子奨学金について」に改め、同条第2項中「前条第3号に掲げる大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の」を削り、「場合は」を「場合又は受けることが決定している場合は」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 奨学金の給付については、原則として、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入学準備奨学資金 入学前に全額を給付する。

(2) 学費奨学資金 4月及び10月に、それぞれ給付額の2分の1の額を給付する。

第3条第4項を削り、同条第5項中「大学等」の次に「(第3条第1項第3号本文に規定する大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第2項」に、「第9条」を「第10条」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第4条とする。

第2条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、白石敬子奨学金については、大学の医学部医学科又は歯学部歯学科に進学する者。

第2条第2項中「、同項各号のいずれかに該当するものであって」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(白石敬子奨学金)

第2条 この規則の規定により給付する奨学金のうち、医師又は歯科医師を志す者を対象としたものを白石敬子奨学金と称する。

第14条第1項第5号中「休学し」を「休学をし」に改め、同項第7号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第8号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「打ち切り」を「打切り」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「第12条」を「第13条」に、「第13条の規定による決定の取消し又は前条第1項の規定による給付の打ち切りを決定した」を「第14条第1項の規定による給付の打ち切り又は前条の規定による決定の取消しをした」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(決定の取消し)

第15条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。